






## 事業内容の詳細（事業内容概略図補足説明）

事業段階	事業内容詳細	(参考) 前回までの提案内容を踏まえた留意事項
1 研修受講者募集・決定  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">約2か月</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く一般市民に研修参加を呼び掛ける。</li> <li>「市民が権利擁護事業を担う」ことが目的の一つであるため、原則は広島市民（又は広島市内への通勤者等）を対象として募集をかける。</li> <li>参加希望者の中から、抽選等で適宜研修参加者を決定する。</li> </ul> ☆ モデル事業の先行実施は行わない。	☆ 市民後見人候補者の養成に時間を要することを考え、モデル事業（「かけはし」の生活相談員のみを対象とするもの）は行わず、当初から広く一般市民に向けて募集を行う。 ☆ 市民後見人候補者をじっくりと養成できると思われる規模に合わせて、養成講座は少数人数で行うことを今後検討する。
2 基礎研修実施  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">約2か月</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>座学中心の基礎研修を行う（厚労省作成のカリキュラムでは、計21単位1,260分）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           基礎研修中の各参加者の態度や、受講後のアンケート、また、基礎研修終了後の各参加者との面接などを踏まえて基礎研修終了後に、選考委員会（仮）において、実務研修を受講する者を決定する。         </div>	—
3 実践研修実施  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">約2か月</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人援助の基礎等、実務的な内容について研修を行う（厚労省作成のカリキュラムでは、計29単位、1,080分+α）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           基礎研修中の各参加者の態度や、受講後のアンケート、また本人の意向や選考委員会（仮）を踏まえて、実務研修終了後に、市民後見人バンクに登録する者を決定する。         </div>	—
4 市民後見人バンク（仮）登録  	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践研修の受講修了者のうち、①市民後見人バンク（仮）への登録を希望し、かつ②選考委員会（仮）において選考された者について、市民後見人バンク（仮）への登録を行う。</li> <li><u>バンク登録者には、市社会福祉協議会の「かけはし」や「こうけん」、または専門職関係機関での後見活動において日常的に権利擁護活動に関わっていただき、経験を積んでいただく。</u></li> <li>また、年に1度はフォローアップ研修を開催し、知識を深める機会を設ける。</li> </ul>	☆ 第4回懇談会では、「こうけん」での活動後、バンクに登録する流れであったが、バンク登録後にも能力維持のため権利擁護活動に携わる機会が必要であることから、バンク登録と権利擁護活動の開始は同時期とした方が効率的と考えられる。 ☆ バンク登録者は、能力の維持・向上のため、継続的に市社協や専門職が担っている後見案件に携わり、市民後見人となるまで実践の場で経験を積んでもらうことを検討する。
5 市民後見人候補者選定  	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼があるか、②市長申立てに際して候補者を推薦する場合には、選考委員会（仮）を開催し、バンク登録者のなかから、後見案件を受任する者を決定する。</li> </ul>	☆ 市長申立て時に「後見人候補者」として市民後見人を推薦するという方法もある（福山市の例）。 ※「後見人候補者」としてバンク登録者を推薦する際の意味決定プロセスについて検討が必要。
6 市民後見人が後見案件受任	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>当初は、市社協・関係機関と市民後見人がセットで後見案件を受任し（複数後見方式）、一定期間経過後、市社協・関係機関が辞任し、市民後見人の単独受任とする（「資料2-1：事業内容概略図（事業開始時）」参照）。</u></li> <li>市民後見人のサポート体制（複雑な財産管理や親族等とのトラブルが生じた場合等の相談・支援体制）を確立する。</li> <li><u>将来的には、当初から市民後見人の単独受任を目指す（「資料2-2：事業内容概略図（一定期間経過後）」参照）。</u></li> </ul>	☆ 第4回懇談会では、「実地研修（「こうけん」で後見活動に動向）→バンク登録→市民後見人」の流れを想定し、市民後見人の受任形態（単独受任方式、複数後見方式等）までは検討されていなかった。 以前、家裁との協議において、養成後直ぐに市民後見人の単独受任とすることは想定していないとのことであったので、当面は専門職・市社協等の関係機関が関わる方法で受任することを検討する。